

魚津市告示第155号

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付要綱の一部改正  
について

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付要綱（令和5年魚津市告示  
第52号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略) (補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第5条の規定による申請の日の属する年の前年(申請日が1月から6月までの期間にある場合は、前々年)の世帯全員の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)</u>を合算した金額が500万円未満であること。</p> <p>(4) - (8) (略)</p> <p>第4条 (略) (補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、住民登録日から<u>60日</u>を経過する日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略) (交付決定の取消し)</p> <p>第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、</u>市長が交付を不相当と認めたとき。</p> <p>第8条-第10条 (略)</p> <p>様式第1号(第5条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号(第5条関係) 【別記2】</p> <p>様式第3号・様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第6条関係) 【別記3】</p>	<p>第1条・第2条 (略) (補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申請日時点において交付を受けることができる直近の年度の所得証明書における世帯全員の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)</u>の合算額が500万円未満であること。</p> <p>(4) - (8) (略)</p> <p>第4条 (略) (補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、住民登録日から<u>30日</u>を経過する日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略) (交付決定の取消し)</p> <p>第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他</u>市長が交付を不相当と認めたとき。</p> <p>第8条-第10条 (略)</p> <p>様式第1号(第5条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号(第5条関係) 【別記2】</p> <p>様式第3号・様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第6条関係) 【別記3】</p>

## 【別記1】

改正案

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話番号

## 魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付申請書

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 婚姻日	年 月 日
2 賃貸住宅契約日	年 月 日
3 補助対象経費	敷金 円
	礼金 円
	共益費 円
	仲介手数料 円
	引越費用 円
合計 円	円
4 交付申請額 ※上限30万円（千円未満切捨て）	円

## 同意書

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、次の事項への照会に同意します。

- 1 申請者及び世帯員の住民基本台帳への登録状況
- 2 申請者及び世帯員の市税等の課税・納付状況

年 月 日 住所

(申請者) 氏名

生年月日 年 月 日

(配偶者) 氏名

生年月日 年 月 日

(世帯員) 氏名

生年月日 年 月 日

(世帯員) 氏名

生年月日 年 月 日

## 【別記1】

現行

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて申請者 住所  
氏名  
電話番号

## 魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付申請書

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 婚姻日	年 月 日
2 賃貸住宅契約日	年 月 日
3 補助対象経費	敷金 円
	礼金 円
	共益費 円
	仲介手数料 円
	引越費用 円
合計 円	
4 交付申請額 ※上限30万円、千円未満切捨て	円

## 同意書

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、次の事項を確認することに同意します。

- 1 現住所の確認にあたり住民基本台帳への照会を行うこと。
- 2 申請者及び世帯員の市税等の納付状況について確認すること。

年 月 日 住 所

(申請者) 氏 名

生年月日 年 月 日

(配偶者) 氏 名

生年月日 年 月 日

様式第2号（第5条関係）

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付申請に関する誓約書

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- (1) 私たち世帯は、民間賃貸住宅に住民登録した日から3年以上魚津市に定住する意思のある世帯です。
- (2) 私及び世帯員は、過去にこの制度に基づく補助金（国又は地方公共団体その他の団体による同趣旨のものも含む。）を受けていません。
- (3) 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- (4) 転入日から3年以内に市外に転出した場合は、補助金の交付が失効するものとし、交付を受けた補助金に相当する現金を返還し、及び魚津市補助金等交付規則第17条に規定する加算金を速やかに納付することに応じます。

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所

氏名

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付申請に関する誓約書

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- (1) 私たち世帯は、民間賃貸住宅に住民登録した日から3年以上魚津市に定住する意思のある世帯です。
- (2) 私及び世帯員は、過去にこの制度に基づく補助金（国又は地方公共団体その他の団体による同趣旨のものも含む。）を受けていません。
- (3) 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所

氏名

【別記3】

改正案

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所  
氏名 印

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった魚津市新  
婚ライフわくわく応援事業補助金を次のとおり交付されるよう、魚津市新  
婚ライフわくわく応援事業補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

交付請求額 金 円

○振込先

金融機関名	銀行 ・ 組合 農協 ・ 金庫 支店 支所
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

※口座名義人は、申請者（請求者）と同一であること。

【別記3】

現行

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
氏名 印

魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった魚津市新  
婚ライフわくわく応援事業補助金を次のとおり交付されるよう、魚津市新  
婚ライフわくわく応援事業補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

交付請求額 金 円

○振込先

金融機関名	銀行 ・ 組合 農協 ・ 金庫 支店 支所
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

※口座名義人は、申請者（請求者）と同一であること。



附 則

この告示は、公表の日から施行する。